

令和4年9月13日

共 産 党

加齢性難聴者の補聴器購入への助成を求める意見書（案）

日本の総人口に占める65歳以上の割合は、令和3年10月1日現在で28.9%とまさに高齢化社会を迎えており、高齢者の社会参加を保障する支援が必要となっている。一方、高齢者の2人に1人は難聴であるといわれ、社会的な孤立をもたらす要因となっている。難聴により他者との関わりが薄れて脳の機能低下につながり、うつや認知症になることが指摘されてもいる。

日本聴覚医学会難聴対策委員会は、平均聴力40デシベル以上の中等度難聴の方は「補聴器の良い適応となる」としており、生活の質の向上に役立つことが言われている。

しかし、補聴器は購入費用が高いことが購入のハードルとなっている。補聴器の購入費は補装具費支給制度の対象ではあるが、両耳聴力が70デシベル以上など、かなり重い難聴でなければ利用できない。都内では高齢者の補聴器購入費への助成を行う自治体が15区1市、1村と17区市村で実施が増えている。本区は令和3年度からアフターケアの仕組みも含めて助成を実施したところである。このアフターケアの必要性を知らないまま補聴器を購入し、「思ったほど聞こえない」「うるさい」などの理由で、4人に1人が使用をやめてしまっている。こうした購入後の調整も含めて「聞こえ」を取り戻せるよう、地方自治体任せではなく国の施策が求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

- 1 加齢性難聴の早期発見及び補聴器を必要とする人が適切な補聴器を購入し、継続して使用できる仕組みをつくること。

2 補聴器の購入費用を助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣宛